

平成27年11月9日

写

墨田区長
山本 亨 様

墨田区情報公開及び個人情報保護審査会
会長 磯野 弥生

自己情報一部開示決定処分に係る異議申立てについて（答申）

平成27年6月23日付け27墨区窓第585号による諮問について、別紙のとおり答申します。

答 申

第 1 審査会の結論

異議申立人（以下「申立人」という。）からの自己情報開示請求に対して墨田区長（以下「諮問庁」という。）が行った一部開示決定処分は、妥当である。

第 2 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 申立人は、平成 27 年 1 月 28 日付けで諮問庁に対し、墨田区個人情報保護条例（平成 2 年墨田区条例第 19 号。以下「条例」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、「住民票、戸籍、所得証明、その他請求者の個人情報を保有するもので、証明書を墨田区が出し得るもの」について開示を求める自己情報開示請求を行った。
- 2 諮問庁は、当該請求に係る自己情報として、日本弁護士会連合会統一様式による「住民票の写し等職務上請求書」1 通及び同請求書の送付に係る封筒の写し 1 部、日本税理士会連合会統一様式による「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」1 通及び同請求書の送付に係る封筒の写し 1 部並びに申立人の請求による住民票等の請求書 2 通及び戸籍に関する証明書の請求書 1 通を特定した。
- 3 諮問庁は、前記で特定した自己情報のうち、日本弁護士会連合会統一様式による「住民票の写し等職務上請求書」及び日本税理士会連合会統一様式による「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」には、それぞれ条例第 17 条第 2 項第 4 号の開示請求者以外の個人に関する情報に該当する依頼者の氏名及び同条第 2 項第 5 号の開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当する請求者の印影が含まれるとして、その部分を非開示と決定し、平成 27 年 2 月 6 日付けで「自己情報開示可否決定通知書」を申立人に送付した。

- 4 申立人は、平成27年2月25日付けで当該処分を不服とする異議申立書を郵送し、同年2月26日付けで諮問庁に受理された。
- 5 本件異議申立ての取扱いについて、条例第25条の規定に基づき、平成27年6月23日付けで諮問庁から当審査会に諮問があった。

第3 申立人の主張

申立人は、異議申立書（平成27年2月25日付け）及び意見陳述書（平成27年8月17日付け）において次のことを主張し、申立人が行った自己情報開示請求に対する諮問庁の一部開示決定処分を取り消し、非開示とされた部分を開示するよう求めている。

1 異議申立ての趣旨

諮問庁が平成27年2月6日付け26墨区窓第2276号で申立人に対して行った自己情報一部開示決定処分を取り消し、非開示とされた「請求書の依頼者氏名」及び「請求書の請求者印影」の開示を求める。

2 異議申立ての理由

申立人から提出された異議申立書及び意見陳述書における申立人の主張は、以下のように要約される。

- (1) 税理士〇〇〇は諮問庁に対し、「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」を使用して申立人の住民票又は除票、戸籍の附票及び住民票記載事項証明書の請求を行っているが、当該請求書中「利用目的の種別」の項、「請求に際し明らかにしなければならない事項」の欄における「業務の種類」には、「税務書類作成、公正証書作成、債権保全」との記載があった。
- (2) しかしながら、申立人は、当該請求者である税理士に税務書類作成を依頼した事実はなく、また、公正証書作成及び債権保全は、税理士が業として第三者に代理して行うことができる業務ではない。さらに、本件異議申立書の作成日までに申立人が公正証書の作成、債権保全等に関わった事実もない。

以上の理由から、当該請求書による住民票等の請求は虚偽の利用目的を記

載した不正な請求であり、申立人は事実関係を確認し、自己と住民票に記載された者の個人情報を保護し、その損害を回復するために適切な措置を行うため、開示を受ける正当な理由がある。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁は、理由説明書（平成27年8月4日付け）及び口頭理由説明（平成27年8月19日聴取）において、本件異議申立てに係る自己情報一部開示決定処分には、違法又は不当な点はないと主張している。その理由は、以下のよう

に要約される。

- (1) 日本弁護士会連合会統一様式による「住民票の写し等職務上請求書」及び日本税理士会連合会統一様式による「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」については、これらに記載された依頼者の氏名が条例第17条第2項第4号に、これらに押印された請求者の印影が同条第2項第5号にそれぞれ該当するため非開示とし、本請求を一部開示とした。
- (2) 主管課では、職務上請求書による戸籍や住民票の郵送請求があった場合、住民票、戸籍それぞれの担当職員が分担して、請求内容が住民基本台帳法又は戸籍法に規定する交付要件に合致しているかの確認を行う。その際、請求書の記載内容に不備等があれば、請求者に電話連絡をして確認する。また、請求内容に疑問等があるときは、担当職員間又は係内、場合によっては他の係にも確認することがある。
- (3) 本件の職務上請求に関しては、依頼事由に「公正証書作成、債権保全」とあるものの、「税務書類作成」との記載もあるため、税理士の業務による請求として請求者に電話連絡をすることなく、住民票の謄本及び戸籍の附票を交付したものである。
- (4) 戸籍証明等を8業士に不正に取得された場合における本人告知等の事務取扱については、要綱に基づき、本人に対して不正取得があった旨を伝えるとともに、当該請求書を開示することになる。しかし、本件については不正請求があったかどうか、現時点では確定していない。

第5 審査会の判断

1 審査の対象について

申立人は、異議申立書で、諮問庁が平成27年2月6日付け26墨区窓第2276号で申立人に対して行った自己情報一部開示決定処分の取消しを求めており、その対象となる自己情報としては、日本弁護士会連合会統一様式による「住民票の写し等職務上請求書」及び日本税理士会連合会統一様式による「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」が含まれているが、申立人の異議申立書の趣旨の記載からは、両者に対するものか、いずれか一方に対するものであるかは必ずしも明確ではない。

しかし、申立人の異議申立書の申立ての理由及び意見陳述書の理由の記載には、後者の様式に関する一部開示についての異議の理由が述べられている反面、前者の様式に関する一部開示の処分については、全く触れられていないこと、異議申立書に後者の請求書(写)のみ添付されていることなどを総合すると、本件では専ら後者に関する一部開示の処分について異議申立てがなされたものと認められるので、以下これに関して判断をする。なお、諮問庁においても、後者の請求書に関して異議申立てがなされたものとして本件諮問がなされている。

2 条例第17条について

条例はその第1条で、「区民に対して自己に関する保有個人情報(以下「自己情報」という。)の開示、訂正等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより、区民の基本的人権を守り、もって信頼される区政の実現を図ることを目的とする」と定めている。そして、条例第17条で開示の請求等について定め、同条第1項で、「区民等は、実施機関に対し、自己情報の閲覧、視聴又は写し若しくは複製の交付(以下「開示」という。)を請求することができる」と定め、同条第2項で、「実施機関は、前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)があったときは、当該請求者に対し、当該請求に係る保有個人情報の開示(以下「本人開示」という。)をしなければならない」としているが、ただし書

で、同項の第1号から7号までに該当する不開示情報については、これを除外している。

諮問庁は、申立人から請求のあった日本税理士会連合会統一様式による「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」のうち、「依頼者の氏名又は名称」欄及び請求者の印影部分につき非開示の決定をしている。諮問庁が主張する非開示とした理由は、本件自己情報開示可否決定通知書に記載のとおり、前者については、条例第17条第2項第4号にある開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるものに該当すること、後者については、同条第2項第5号にある開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、開示することにより当該個人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するためとしている。

3 諮問庁の主張する非開示の理由について

そこで、以下に諮問庁の非開示の理由について、その妥当性を検討する。

まず、「依頼者の氏名又は名称」欄の記載については、当該欄には個人の氏名が記載されていることが明らかであるところ、個人の氏名であれば、原則として条例第17条第2項第4号に定める不開示情報に該当するものと判断される。

しかしながら、その場合であっても、条例第17条第2項第4号ただし書のアからウまでに該当する場合は不開示情報から除外される。本件で問題となるのは、ただし書の「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するか否かである。

ところで、前記のとおり、申立人は異議申立書で、当該請求は虚偽の利用目的を記載した不正な請求であり、申立人は事実関係を確認し、自己と住民票に記載された者の個人情報とを保護し、その損害を回復するために適切な措置を行うため、開示を受ける正当な理由があるとしている。元々個人の氏名は最も保護されるべき重要な個人情報であり、これが上記の除外事由に該当するとして開示されるには、不開示に伴う具体的な権利侵害の危険性やこれを回避する上での開示の必要性が認められる場合に限られると解釈すべき

である。本件では、当該請求における利用目的の記載欄に、「税務書類作成」とある他に、「公正証書作成、債権保全」との記載があり、申立人の主張するようにこの記載内容は通常税理士の業務には当たらないと考えられる。しかし、本来業務に付加してこれらの記載があったということをもって、直ちに申立人の生活が脅かされ、損害を被るなどの権利侵害の具体的な危険性が生じ、あるいはこれを回避する上で開示の必要性があるとまでは認められないから、上記イの場合には該当しないというべきである。

次に、請求者の印影については、条例第17条第2項第5号の「開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報」であって、「ア 開示することにより、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するといえる。何故なら、職務上使用される印鑑の印影は、職務に関して表明される意思を表示する機能を有しているところ、これが職務以外の場面で一般に公開されることで、偽造や濫用の危険がないとはいえず、当該個人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるというべきであるからである。なお、当該印影は、条例第17条第2項第5号ただし書にいう「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」には該当しないことは明らかである。

4 結論

よって、本件一部開示決定処分については、「第1 審査会の結論」のとおり、妥当であると判断する。

第6 審査の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査した。

平成27年6月23日	・ 諮問
平成27年8月4日	・ 諮問庁から理由説明書を收受
平成27年8月18日	・ 申立人から意見陳述書を收受
平成27年8月19日 (第1回審査会)	・ 諮問庁から口頭による説明を聴取 ・ 審査

平成27年9月29日 (第2回審査会)	・審査
平成27年10月29日 (第3回審査会)	・審査

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、安達 和志、阿部 博道、木ノ内 建造、高畠 敏秀